

手話とは

手の位置や動き、形のほか、表情などを組み合わせて意思を伝える言語で、「視覚言語」、つまり「目で見える言葉」に分類されます。手話には、「あ」(1)、「か」(2)などの五十音や、「8」(3)などの数字を表す「指文字」、「行く」(4、5)などの動詞や、名詞を表す「単語」などが含まれています。



- 1 指文字「あ」** 手の甲を自分の方に向け、親指を横に出す。
 - 2 指文字「か」** 手の甲を自分の方に向け、ピースの形をつける。
 - 3 指文字「8」** 手の甲を相手の方に向け、小指を曲げる。
 - 4 行く** 人さし指の先を下に向ける。
 - 5 行く** 前方に動かす。
- ※4の時に「い」、5の時に「く」の口の形をしましょう。

年代や地域によって手話が異なる

手話は、「言葉」。地方や年代によって、表し方が異なる手話がたくさんあります。「名前」の表し方を例に挙げると、西日本では、主に6のように表しますが、東日本では、7のように表現します。また、テレビ(8)は、時代によって表し方が変わりました。以前は、8の後にチャンネルを回す仕草(9)をして、テレビを表していましたが、現在は、チャンネルを回すことが少ないので、8のみで表します。

また、「令和」(10、11)のように新しくできた言葉も、手話で表すことができます。



- 6 『名前』(西日本)** 人さし指と親指をくっつけて、胸におく。
- 7 『名前』(東日本)** 手のひらを相手のほうに向けてパーの形。もう一方の手の親指を手のひらに添える。
- 8 『テレビ』** 手の甲を相手の方に向け、指先を向かい合わせて同時に上下させる。
- 9 『テレビ』** 右手の指を曲げ、チャンネルを回す仕草をする。
- 10 『令和』** 指先を上に向けて、指先をすぼめる。
- 11 『令和』** 前に動かしながら指先をやわらかく開く。 ※口の形を「わ」にする。

市で各種手話講座を実施

手話で伝え合う楽しさを知る手話講座や、手話通訳者の養成を目的とした「手話奉仕員養成講座」など、様々な講座を市で開催しています。また、出前講座「かとう手話っこ講座」も実施しています。出前講座をご希望の方は、お気軽に社会福祉課にお問い合わせください。



手話を始めてみませんか

撮影 / 文責 秘書室 石倉一樹



耳が聞こえない、聞こえづらい人が、手の動きや表情などで自分の意思を相手に伝えるために使用する言語「手話」。市では、手話を使う方々が、自立した日常生活を営んだり、市民のみなさんがろう者の方々とともに生きる地域社会を実現するために、「加東市手話言語条例」を平成26年に制定し、様々な取り組みを行っています。

手話施策に関する詳細 健康福祉部社会福祉課(庁舎1階) ☎43-0407 FAX42-6862

加東市手話言語条例全文 https://www.city.kato.lg.jp/section/reiki/reiki_honbun/r315RG00000964.html

